

生衛第 544 号  
令和4年8月5日

関係事業所の長 様

新潟県福祉保健部生活衛生課長

### 新潟県「BA.5 対策強化宣言」による事業者への協力要請について（依頼）

平素より本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただき御礼申し上げます。

県では、県内の感染状況を踏まえ、令和 4 年 8 月 5 日付で下記のとおり「BA.5 対策強化宣言」を発出しました。皆様には、既に感染拡大防止に御協力いただいているところではありますが、改めて宣言の内容を御確認いただくとともに、貴団体所管の事業所に周知をお願いします。

なお、宣言等の詳細については、別添の資料及び県のホームページを御覧ください。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/dai74kaitaisakuhonbukaigi-kekka.html>

### 記

新潟県「BA.5 対策強化宣言」（抜粋）

期間：令和4年8月5日～8月31日

※特に、お盆を含む2週間（8月8日～8月21日）は、「集中対策強化期間」

（2）事業者への協力要請（新型インフルエンザ特別措置法第24条第9項）

改めて以下の点について御協力をお願いします。

- ・飲食店においては、十分な換気や座席の間隔の確保又はパーティションの設置
- ・職場においては、従業員等に対して医療機関の診断書や陰性証明を求めない

担 当：福祉保健部生活衛生課  
参事 白井  
TEL：025-280-5786